

独立行政法人農林漁業信用基金会計監査人候補者名簿作成に
至るまでの審査経緯等の公表について

令和5年10月16日
独立行政法人農林漁業信用基金

令和5年10月11日をもって、主務大臣（農林水産大臣及び財務大臣）から令和5年度独立行政法人農林漁業信用基金会計監査人として、有限責任あずさ監査法人を選任した旨の通知がありました。

このことに係る当基金における会計監査人候補者名簿の作成経緯は、以下のとおりです。

候補者名簿作成経緯

1. 候補者名簿作成経過

- (1) 令和5年8月4日 公告（ホームページ上で企画書を公募）
- (2) 令和5年9月4日 企画書提出締め切り
- (3) 令和5年9月7日 会計監査人候補者選定審査委員会開催、候補者決定
- (4) 令和5年9月20日 監事より同意書徴求
- (5) 令和5年9月20日 主務大臣あて会計監査人候補者名簿提出

2. 選定方法

- (1) 令和5年度から令和9年度までの会計監査人候補者名簿を作成するため、当基金ホームページにおいて、企画書の募集を行ったところ2者から応募があった。
- (2) 応募のあった企画書について、審査委員会（内部審査委員4名及び外部審査委員2名）において、独立行政法人農林漁業信用基金会計監査人候補者選定要領に基づき審査を行った。
- (3) 選定基準
別紙のとおり
- (4) 審査結果
企画書を通じて、応募者の会計監査人として従事する独立行政法人に対する会計知識、独立行政法人及び類似法人の監査実績、監査業務実施体制、監査費用及び当基金に係る業務の理解等を考慮し、有限責任あずさ監査法人を会計監査人候補者とした。

（問い合わせ先）

独立行政法人農林漁業信用基金総務経理部経理課

電話：03-3434-7818

FAX：03-3434-7836

会計監査人候補者選定基準

信用基金の会計監査に当たっては、

- ① 独立行政法人会計基準に基づく監査であること
- ② 他の独立行政法人とは異なり、保証・保険業務及び貸付業務を営み、業務ごとに区分経理を行うこととされている法人であること

という事情を踏まえ、以下を基本として選考する。

(1) 基本的要件

- ① 独立行政法人会計基準及び同注解などに対して十分精通していること
- ② 先行独立行政法人又は金融業務（保証、保険及び貸付業務）を行う企業の監査を行った実績があること

(2) 監査体制

独立行政法人制度の特色を理解した監査担当者の適切な配置等、監査体制についてその質を確保する必要がある。このため、

- ① 監査チームの編成
- ② 監査日程、実施方法（監査計画において、期中監査の日数が適切な日数となっていること。また、バックオフィスから適切な支援を受けて監査を行うこと等）を基準とする。

(3) 監査費用

監査費用について、執務総日数は信用基金の組織、予算、事業等を踏まえた監査計画との整合性が必要。また、監査費用については積算の考え方が合理的であり、低廉であることが必要である。このため、

- ① 執務総日数と監査計画の整合性
- ② 監査費用の積算の合理性
- ③ 執務日数の変更に伴う費用の変更の合理的な積算方法を基準とする。